



4月1日から 年金制度が改正されました

学生納付特例の承認期間

学生本人の前年の所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を後払い（追納）できる「学生納付特例制度」があります。

この特例の承認を受けると、その期間中の障害や死亡などの不慮の事態には、満額の障害基礎年金等が支給されます。

現在、4月から翌年3月までですが、今年度からは申請が遅れた場合でも、4月までさかのぼつて承認されることになります。

ただし、学生納付特例期間は年金の受給資格要件の期間には算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。このため、学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができますので、満額の老齢基礎年金を受けるためにも、国民年金保険料の後払いをお勧めします。

若年者納付猶予制度を創設

学生でない若年者について、

特別障害年金給付金 制度がスタート

国民年金の任意加入期間に加入しなかつたことにより、障



将来の無年金・低年金になることを防止するため、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得要件で保険料納付を猶予し、あとで追納できる仕組みが今年度から施行されます。

対象は、30歳未満で本人および配偶者の所得が基準（全額免除基準と同額）に該当する方で、学生納付特例の承認期間は、現在、4月から翌年3月までですが、今年度からは申請が遅れた場合でも、4月までさかのぼつて承認されることになります。

ただし、学生納付特例期間は年金の受給資格要件の期間には算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

この納付猶予期間については、● 障害や死亡などの不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

● 年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

このため、学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができますので、満額の老齢基礎年金をうけることができます。

害基礎年金等を受給されていない障害者の方について、今年度、申請により給付金が支給されることになりました。

● 支給の対象となる方

● 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

● 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であつた被用者（厚生年金、共済組合等加入者）の配偶者であつて、当時、任意加入していなかつた期間内までの措置です。

この納付猶予期間については、病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があ

り、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障害に該当する方。た

だし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。

※ 障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給することができる方は対象になりません。

● 支給額

● 障害基礎年金1級に該当

● 障害基礎年金2級に該当

● ※ 支給額は、毎年度、物価の変動に応じて改定されます。支払は偶数月です。

● 請求手続き・問い合わせ

保健医療課国保年金係

□ 0824-73-1158

西城支所市民課

□ 0824-82-2124

東城支所市民課

□ 08477-2-5126

口和支所市民課

□ 0824-87-2112

高野支所市民課

□ 0824-86-2115

比和支所市民課
総領支所市民課

□ 0824-88-3063

三次社会保険事務所
□ 0824-62-3107